

## 教材⑨ 著作権・肖像権



### 参考 著作権・肖像権について知っておこう

#### ■著作権

知的財産権(知的所有権)は、工業所有権(特許など)と著作権などからなっています。工業所有権は登録しなければ権利が発生しませんが、著作権は権利を得るための手続きを必要としません。著作物を創作した時点で自動的に権利が発生し、以後原則として著作者の死後50年まで保護されます。

著作者の権利は、人格的な利益を保護する著作者人格権と、財産的な利益を保護する著作権(財産権)に分かれます。著作者人格権は、著作者だけが持っている権利で、譲渡したり相続したりすることはできません。一方、財産的な意味の著作権は、その一部または全部を譲渡したり相続したりできますので、著作権は著作者だけではなく、著作権を譲り受けたり、相続した人にもあります。著作権のある著作物を、著作者の許諾を得ないで無断で利用すれば、著作権侵害となります。また、著作者が匿名を希望しているのに、著作物に勝手に本名をつける等をおこなうと著作者の人格権侵害となります。

ただし、例外的に「私的使用のための複製」、「引用」、「非営利目的の上演等」などの場合は、著作権を制限して著作物を自由に利用することができることになっています。

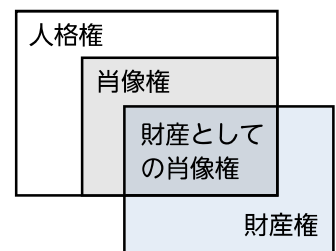
著作権侵害は被害者が告訴すれば犯罪となり、10年以下の懲役や1,000万円以下の罰金となります。なお、法人などが著作権を侵害した場合は、最高で3億円以下の罰金となります。

#### ■肖像権・プライバシー権

##### ■肖像権

他人から無断で写真を撮られたり、撮られた写真が無断で公表されたり利用されたりすることがないように主張できる権利です。肖像権には、人格権の一部としての肖像権と、財産権としての肖像権があります。人格権の一部としての肖像権は、アーティストやタレントに限らず誰にでも認められる権利です。一般人の写真が無断で雑誌などに掲載された場合も、人格権侵害や名誉毀損等で訴えることもできます。

財産権としての肖像権は、商品を販売する際に有名人の肖像が顧客吸引力となることで認められた権利です。



##### ■プライバシー権

一般人が有名人かを問わず、誰でも突然断りもなく他人から写真を撮られることや、自分の過去の写真や私生活面での写真が勝手に他人の目にさらされることには、嫌悪感や恥辱を覚えます。人がそうした精神的苦痛を受けることなく日々の生活を送ることは、法的に保護されなければならないことです。したがって、写真の無断撮影や無断公開についても「人格権」や「プライバシー権」の侵害であると考えられています。

【参照】日本国憲法 第3章 国民の権利及び義務

「第13条 すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」



### 「自炊」代行差止等請求訴訟

書籍などの内容をスキャナーで読み取り、自分で電子データ化することを「自炊」といいます。平成24年、作家など7人が著作権の侵害だとして、「自炊」代行業者2社を相手に訴訟提起し、裁判所は複製差止めと損害賠償を業者側に命じました。

業者側は「私的複製(本の所有者が個人的に楽しむためにコピーすること)を手伝っただけで複製にあたらぬ」と主張しましたが、1審・2審とも業務として有料で行った行為であり、著作権の侵害のおそれがあるので「自炊」行為を差し止める(禁止する)必要があるとして、7人の作品について「自炊」代行の禁止と損害賠償を命じました。(東京高判平成26年10月22日著作権侵害差止等請求控訴事件 平成25年(ネ)第10089号)

業者は上告しましたが、最高裁判所は上告を退け、代行作業の禁止を命じる判決が確定しました。